

〔北区地域公共交通会議設置要綱の改正（案）〕

改定後	改定前
<p>第2条                      (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項</p>	<p>第2条                      (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関する事項</p>
<p><u>(部会)</u>                      第7条 交通会議は、特定の事項の調査、研究及び協議を行うため必要があるときは、部会を置くことができる。                      (2) 部会の構成員及び部会長は、会長が別に定める。</p>	
<p>第8条 交通会議の庶務は、土木部交通事業担当課長が行う。</p>	<p>第7条 交通会議の庶務は、土木部交通事業担当課長が行う。</p>
<p>第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>